

# 成年後見制度利用促進専門家会議 第11回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第11回 成年後見制度利用促進専門家会議  
議事次第

日 時：令和3年10月25日（月）10:00～12:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

- ①成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について（報告）
- ②「次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク」及び「成年後見制度の運用改善等」に関する意見交換
- ③次期成年後見制度利用促進基本計画の目標等に関する意見交換

3. 閉会

○大森委員長 定刻になりましたので、ただいまから第11回の専門家会議を開催いたします。

委員の皆さん方、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日もよろしくお願ひいたします。

例によりまして、ウェブ会議システムを活用して実施しております。傍聴席は設けてございません。動画配信システムのライブ配信によって、一般公開の形を取っています。

まず、山本社会・援護局長から御挨拶がございました。

よろしくお願ひします。

○社会・援護局長 9月に社会・援護局長に着任いたしました、山本でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を御参加いただきまして、ありがとうございます。

この専門家会議では、本年3月から次期基本計画の案について御議論をいただきお戻りまして、7月には中間取りまとめを行っていただきました。皆様には、心より感謝を申し上げます。この中間取りまとめの内容を踏まえ、令和4年度概算要求を行っております。後ほど事務局から御説明をさせていただきます。

また、本日は、9月に精力的に議論をいただきました2つのワーキング・グループの結果も踏まえまして、地域連携ネットワークの強化、成年後見制度の運用改善、必要に応じた制度の在り方、次期基本計画の目標などについて、さらに御議論をいただく予定です。委員の皆様方には、次期基本計画の案について、12月を目途に取りまとめをいただきたいと考えております。皆様方の御協力をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございます。

局長さんは、公務のために途中で退席されることになっています。よろしくお願ひします。

次に、一瀬委員に替わりまして、米本正明委員が委嘱されてございます。米本さんから、一言御挨拶をお願ひいたします。

○米本委員 山口県和木町の米本と申します。

初めての参加でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大森委員長 よろしくお願ひします。

それでは、参考資料1に基づきまして、委員の出欠状況につきまして、事務局から御説明がございました。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

委員の出席状況の説明をいたします。

参考資料1に御覧のとおりのお席、代理出席、欠席となっているところであります。

なお、山下委員は途中で退室されるということで御報告を受けております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

まず、皆さん方のお手元に議事次第がございますので、それに沿って運びたいと思います。

議題1、成年後見制度利用の促進に関する施策の進捗状況についての御報告がございます。一括して説明を受けた後、若干の質疑をいたします。

まず、厚生労働省からお願いします。

○成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。

それでは、説明をいたしますので、資料を共有いたします。

先ほど局長からの御説明がございましたけれども、委員の皆様に取りまとめいただきました中間取りまとめであります。これをベースに来年度の概算要求を厚生労働省としてしております。内容について概観したいと思います。まず、こちらです。概算要求の重点要求ということで、厚生労働省のものでございますけれども、こちらにありますとおり、安心して暮らせる社会の構築の中に成年後見制度利用促進という項目があります。

次です。この中で、地域共生社会の実現に向けた地域づくりといった中に、成年後見制度利用促進があります。

次です。こちらが令和4年度予算要求の基本的考え方ということで、中間まとめの概要にもお示ししたものを記載しています。今年度まで、中核機関、市町村の広報・相談を中心ということで、令和4年度以降、3つの柱で考えているというのが、この中間まとめの中身であったと考えております。1つ目が、都道府県が、市町村、中間機関をバックアップする。2つ目が、多様な主体が連携できるということで、権利擁護の概念を、互助、福祉、司法の関係者が共有していくということです。3つ目が、地域連携ネットワークの関係者が連携・協力していくことで、これらの3つの要素をつなぎ合わせていくことが大きな柱であったと理解しています。この3つの柱に従いまして、予算要求も行っております。すなわち、1つ目は都道府県の機能強化等による中核機関等の体制整備の推進、2つ目は多様な主体による権利擁護支援の機能強化、そして、これらをつなぎ合わせる地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化であります。

もう少し詳細に説明していこうと思うのですが、まず、こちらが自治体・中核機関の権利擁護支援体制の強化で、右側に詳細がございます。まず、こちらは中核機関コーディネート機能強化事業ということでありまして、中核機関が情報収集・相談対応に関する調整機能を強化する、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針等、検討を行う場合の受任調整、市町村間で近隣中核機関間の連携を図ると、人口の少ないところとかも想定しているのですが、ここの連携を図る市町村に対して補助を行うということで、こういったものを対象に概算要求しているということです。2つ目が、中核機関立ち上げ支援ということで、これはこれまでもやっているものなのです。最後、都道府県による市町村支援機能強化事業ということで、都道府県で司法専門職や家裁等の定期的な

協議、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。あとは、司法関係も含めて、相談窓口を設置してアドバイザーを派遣するといったところに加算することを要求しています。

次が、互助・福祉・司法による権利擁護支援の機能強化になります。これまで行っていた研修を引き続き行うとともに、過疎地域等々もありますので、オンラインも活用してくださいという話、成年後見制度等への移行支援事業ということで、互助・福祉の支援の利用者のうち、成年後見による支援が適切な利用者を対象に、成年後見制度につなげていくということで、取組の例で、コーディネーターを配置したり、市町村長申立て主管部局、生活保護所管部署等との事例検討あるいは定期的なモニタリングとプランの見直し、司法等専門職団体、医療機関の関与の外部点検という形で、こういったきめ細かな形につなげていくという要求をしているということです。

最後は、モデル事業ですけれども、相続不動産売却や法律行為が必要な場合など、成年後見の支援が必要な方が適切に制度をできるようにするというのと、こういった広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な参画の主体が必要であろうと、これらの連携・協力が必要だということです。一方、寄附とかを活用したり、民間団体が参画する場合、利益相反という問題が生じ得ます。こういったことで今言った体制を整えていくためには、あらかじめ、ルールづくり、スキームづくりをやっていかななくてはならないということで、モデル事業を考えております。大きく3つのテーマということで、詳細はこれにこだわるものでもないところもあるのですけれども、大枠で3つとして、取組を考えているということです。1つ目は、地域連携ネットワークで民間企業等が権利擁護支援の一部に参画するというので、民間の方に入っていただく。2つ目が、簡易な金銭管理等を通じまして、地域社会における地域生活における意思決定を支援する取組ということでありまして、専門職団体や市民後見人の養成講座修了者の方々がコミットした形で日常的な金銭管理の支援をするスキームができないかと。最後、3つ目ですけれども、寄附を活用する、あるいは、虐待案件を受任する法人後見に都道府県がコミットメントさせながら進めていくモデル的取組ということで、寄附のルール化をして、例えば、都道府県社協に寄附と遺贈等が流れていって、それをベースに取組を広げていくといったスキーム、あるいは、都道府県が都道府県社協に委託、補助する形で、虐待等を受任する法人を支援して、こういったなかなか解決が難しい問題に取り組んでいくといった3つのスキームをベースに、多様な参画と連携・協力を進めていける取組ができないかということで要求しているところでもあります。あとは、これまでのものでもありますが、高齢関係、権利擁護人材の育成研修とか、利用支援事業、申立経費とか、報酬助成といったものを引き続き要求しております。

これは高齢だったのでありますが、障害の関係も同じような形で、法人後見がございませうけれども、引き続き取り組んでいくということでございます。

厚生労働省からの説明は、以上になります。よろしくお願いたします。

○大森委員長 御苦労さまでした。

それでは、次に法務省からお願いいたします。

○法務省大臣官房審議官 法務省民事局担当審議官の堂菌でございます。

私からは、資料1-2に基づいて御説明させていただきます。

まず、成年後見制度の利用促進に関する取組でございます。「1」のところに記載しておりますように、政府広報を活用した広報活動、インターネット広告、パンフレットの作成・配布、映画とタイアップした広報などをしてきたところでございます。

その具体例を、次のページに2つ取り上げております。左側が新聞広告による政府広報の例でございます。右側が映画とタイアップをした広報の例として「老後の資金がありません！」という映画ポスターの下の部分に成年後見制度の紹介をさせていただいているものでございます。このように、法務省民事局では限られた予算の中でできる限りの広報活動をさせていただいているところでございます。

次に、「2」の後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及につきましては、金融関係団体や各金融機関による自主的な勉強会のフォローアップ会議において、保佐・補助制度の下でも利用できる預貯金管理の在り方について検討がされ、先日、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理のモデル案について、資料2の取りまとめがされたところでございます。これまでは後見制度を対象としたものだけだったのですが、保佐・補助類型についても取りまとめをしたということでございます。

このモデルの基本的な考え方について、御説明いたします。資料の最終ページの図を御覧いただければと思いますが、大口預貯金と小口預貯金に分けて管理する点は後見類型の場合と同じでございます。ただ、補助・保佐類型につきましては、被保佐人や被補助人は被後見人よりも広い範囲で財産行為をすることが予定されておりますし、金融機関における取引の実情、さらには不正防止の観点を考慮する必要がありますので、これらを考慮して保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みとして、まず、保佐人・補助人については、大口預金口座から払戻しをするには、家庭裁判所が発行する指示書を示す必要がありますが、小口預金口座からは自由に払戻し等を行うことができることとしております。これは後見類型の場合と同じでございます。これとは別に、図の右側でございますが、本人用の小口預貯金口座を設けまして、本人用小口口座については本人による自由な払戻しを認めることとする一方で、御本人であっても、大口預金口座から払戻しをするには、家庭裁判所が発行する指示書によるチェックが必要になるという仕組みでございます。法務省としては、この仕組みにより、保佐人等による不正の防止を図りながら、本人にとって利用しやすいものとして保佐・補助類型の利用が広がっていくことを期待しているところでございます。

最後に、「3」の任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保でございますが、本年度は新たに任意後見制度についてのリーフレット及びポスターを作成しているところでございまして、来年の2月頃を目途に配布するとともに、法務省のホームページに掲載させ

ていただく予定でございます。また、この会議でいただいた御指摘等を踏まえまして、任意後見契約の当事者に対して任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の発出や、利用状況に関する意識調査を実施する予定でございますが、意識調査につきましては、今年度中に1回目の調査結果が出る予定でございますが、これらを踏まえて、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保につなげていければと考えているところでございます。

取りあえず、私からは以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでございました。

それでは、次は最高裁からお願いします。

○最高裁判所家庭局第二課長 最高裁家庭局の木村でございます。

資料1-3を、今、画面共有させていただいております。最高裁判所からは、福祉・行政と司法との連携に関し、裁判所の現場における書記官や家裁調査官が感じている課題と相互理解に向けた取組につきまして、簡単に報告させていただきます。

第7回以降の専門家会議及びその後のワーキング・グループにおいて、福祉・行政と司法の連携における自治体側での見方が示されまして、委員からは、逆に家庭裁判所の現場の書記官や家裁調査官が福祉・行政に向けて感じている課題を知りたいといった御意見があったということ踏まえまして、最高裁判所において、全国の家庭裁判所に対し、自治体側から御指摘のあった点を伝えるとともに、これを踏まえて、福祉・行政と司法との連携に関する工夫例や連携上の課題等について現場の書記官や家裁調査官の声を集めることとしました。時間の関係もありますので、詳細は資料をお読みいただければと思いますが、このスライドの1ページ目でございます。中核機関の体制整備や協議会等への参加、後見人等の選任イメージ・考慮要素の共有等の場面ごとに、福祉・行政の声と、裁判所の現場の声を対比して整理したものでございます。

次のスライドでございます。個別事件の進行の場面で、福祉・行政の現場の声と家庭裁判所の現場の声を対比しております。こちら、時間の都合上、詳細な説明は割愛させていただきますが、福祉・行政側としては、成年後見制度利用前の事情についても理解してほしいというお考えが伺われるのに対し、家庭裁判所側としましては、申立書を提出した後の手続の流れや中立性等の裁判所の性質を理解してほしい、あるいは、本人の情報が候補者に適切に把握されるようにするなど、選任手続での候補者とのやり取りや実際に後見人等が選任された後の支援が円滑に実施されることも意識してほしいなどのお考えが伺われます。このように双方の声を対比して概観することにより、福祉・行政と司法において担う役割や機能が異なることを背景に、言わばお互いの視野に入る問題状況に相違があるということが可視化されるのではないかと考えられます。その上で、福祉・行政と司法の連携、相互理解を進めるに当たっては、このようなお互いの立場や全体像に関する理解を共有した上で、立場の違いによって見え方が異なっていることを踏まえて課題を整理し、相互理解に向けた取組を検討していくことが重要であると考えられます。

3枚目、最後のスライドでございます。今申し上げました観点から、裁判所として運用

上の工夫等で対応できる部分と難しい部分の例を整理し、福祉・行政にお願いしたいということもこちらのスライドに記載しております。裁判所が運用上の工夫等で対応できる例として、協議会等への参加の在り方については、都道府県と連携し、共通のニーズを有する複数の自治体を集めて協議会を開催するなどの工夫も可能と思われますし、協議内容等、必要に応じて支部や出張所も含めた対応を検討することも必要であると思われます。選任イメージや考慮要素につきましては、一般的な考慮要素を示したり、架空事例を用いた協議の席を設けたりして勘どころを共有するなどの工夫が考えられます。個別事件の進行については、裁判所の立場では、申立てを受け付けた後の審理に目が向くためか、本人がそれまでどのような生活をしてどのような支援を受けているのかななどの事情に対する関心が希薄であると受け止められてしまう状況が考えられ、このような受止めが裁判所の敷居が高いなどといった福祉・行政側の声につながっているとも考えられます。中間とりまとめにも記載がありますとおり、裁判所としても日常生活自立支援事業などの周辺の事業について理解や関心を深めることが重要であると思われます。その一方で、家庭裁判所の現場の声として、例えば、首長申立ての事案で候補者に必要な情報が伝わっていないことがある、保全事件で法律上満たすべき要件を疎明する必要性が理解されないなどの声があることを踏まえ、裁判所側においてもスライドに記載したような工夫を通じて適切な発信をする必要がありますが、福祉・行政側におかれましても、申立てをした後の流れや手続の性質について理解をお願いしたいというところがございます。以上に対し、裁判所として対応が難しい部分として、裁判事項について一律の指針や基準を事前に示すのは難しく、また、法律に基づいた手続を行う必要や中立性の観点から、司法として対応できる範囲には限界もあるところです。このこと自体について裁判所が丁寧に説明する必要がありますが、福祉・行政側においても御理解をお願いしたいところでございます。

最後に、運用上の工夫等で対応できる、すなわち、歩み寄れる部分と、それが難しい部分を整理し、共有することは、円滑な連携の促進に資するものと考えられますが、歩み寄りの難しいところ、ここで隙間と言っておりますが、これをどうするかというところは悩ましい問題であると思えます。裁判所としましては、今後とも、専門家会議での御指摘等を真摯に受け止め、自律的、主体的に運用改善や福祉・行政との連携に取り組んでまいります。この隙間の点につきましては、関係機関等の知恵を結集し、中長期的な視点も踏まえて、議論・検討されるべきものと考えますところ、裁判所としましては、そういった検討に積極的に関わってまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

今、3つの御報告がございましたので、10分程度時間を取りまして、御質問があれば承ります。Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔にお願いいたします。

新井さん、どうぞ。



○新井委員 新井です。

成年後見人における預貯金に関する勉強会の取りまとめをどうもありがとうございました。これで金融実務も進展することが期待されます。

3点、意見を述べます。

第1、本人、補助人、保佐人、それぞれの小口預金と、本人、補助人、保佐人、それぞれの大口口座の名義は同一名義とするのか、それとも、異名義、異なる名義とするかで、金融機関と補助人、保佐人の管理負担が異なり、各金融機関の対応がばらばらになる可能性があると考えられますので、統一スキームにするのか、各金融機関の個別の対応を共有するのかを慎重に検討していただきたいと思います。

2、今般のスキームは預貯金に関するものですが、後見制度支援信託に応用することを検討していただきたいと思います。

3、家庭裁判所の指示書があれば、本人が大口口座から出し入れすることが可能となりますが、本人は大口預金を使うとする可能性が大きく、窓口での混乱も予想されますが、このようなことを考えると、家庭裁判所の指示書発行は難しい判断を迫られることが予想されます。裁判所には、このような負担を担うことになるため、十分な対応をあらかじめ検討していただきたいと思います。

以上の3点を、質問というよりは要望ですので、今後、適宜検討していただければ幸いです。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、そういうふうに検討することにさせていただきます。

次は、山下さんからお手が挙がっています。どうぞ。

○山下委員 山下です。

同じく法務省の保佐・補助に関する、本人口座に関する点で、資料2について若干質問させていただきます。

1点目は、2ページから3ページでしょうか。包括同意の具体的な内容がどんなものかということになっていてイメージを教えてください。預金取引等に関して全て同意するというような、完全に包括的な同意のみを許容するのか、それとも、ある取引については包括的に同意するけれども、それ以外はそうではないといった条件付きの同意のようなものも入っているのか、その辺の同意のイメージもお教えいただければと思います。

2点目が、同じく資料2の6ページでしょうか。後見への移行という場合ですが、本人の口座を解約することを前提にされているように思いますけれども、被後見人であっても、日常生活に関する資金等については取引可能であることからすると、本人口座を解約する必要性は必ずしもないのではないかという気もするのですが、その辺についても議論があればお教えいただければと思います。

以上です。

○大森委員長 それでは、2点ございますので、これは法務省からお答えいただければと思います。どうでしょうか。

○法務省大臣官房審議官 法務省民事局担当審議官の堂菌でございます。

御質問をありがとうございます。

まず、1点目の御質問でございますけれども、基本的にここでいう包括的同意は、本人用口座からの払戻しについて全て同意することのみを想定しておりまして、条件付きのようなものは想定しておりません。ただ、研究会では、例えば、相続により多額の入金があったような場合はどうなるかということが問題になり、我々としてはそこも包括的同意により対応可能という理解をしているわけですが、金融機関からそのような場合の払戻しの有効性等について懸念が示されたことから、そういった場合に、仮に、念には念を入れて紛争が生じないようにするためには、報告書に書いてあるような方法もあるのではないかとということで、付記をさせていただいたところでございます。

御質問の2点目につきましては、現在の後見類型のモデルにおきましては、本人の口座使用は認めていないというところがございますので、この点につきましては、後見類型では、保佐・補助類型とは異なり、後見人に同意権がないというようなところがございますので、包括的同意という説明により対応することはできず、その辺りをどう考えるかという問題がございます。ただ、先ほど新井先生からも御指摘がありましたように、日常生活のために必要なものについては、御本人でできるというところもございますので、その辺りについてどうするかという点については検討課題であるという認識をしているところでございます。

私からは、以上でございます。

○大森委員長 山下さん、よろしいですか。

○山下委員 どうもありがとうございます。

○大森委員長 それでは、以上でよろしゅうございましょうか。

それでは、議題の2に移ります。

議題の2は、次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び成年後見制度の運用改善等について、皆様方の中で意見を交換していただきますけれども、その意見交換に先立ちまして、まず、御報告をいただきます。

1つはワーキング・グループの報告、事務局説明もしていただいた後、事務局としては、ここの事務局と最高裁と両方ともに御説明いただいた後、皆様方の御意見をいただくという次第にいたしたいと思います。

それでは、まず、ワーキング・グループの結果につきまして、山野目先生から、主査報告をいただきます。お願いします。

○山野目委員 福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループの主査を務めました、委員の山野目でございます。このワーキングの議事の概要の報告を差し上げます。大きく

分けて、有識者からした意見聴取の概要と、ワーキングの委員の皆さんが表明なさった意見の要約的な紹介とを差し上げることにいたします。

前者の有識者等による報告で得られた意見につきましては、4つの報告がありましたから、それらを順次御紹介します。

1番目は、特定非営利活動法人、東濃成年後見センター副理事長の熊田均弁護士からお話を伺いました。岐阜県東濃地区の活動を踏まえ、司法過疎地域についての状況の御紹介がありました。司法過疎地域においては、社会資源が限られていることから、公的セクターと専門職後見の棲み分けを整理した上で、地域の特性に応じ、財政的支援が必要であるといった御意見をもらいました。

2つ目は、虎ノ門法律経済事務所弁護士の稲田龍樹弁護士からお話をいただきました。福祉・行政と司法が今後連携する上で重要な観点のお話をもらいました。特に身寄りのない方を継続的に支援する視点に立てば、法人後見等を実施する団体を育成する必要がある、法人後見実施団体の育成のみでは受け皿に限界があることから、行政と民間団体が連携していくことも必要であるというお話がありました。こうした観点は、今後、地域生活支援団体の構想などを育てていく上で重要であると感じます。

3人目は、東京都福祉保健局生活福祉部生活支援担当課長、小澤耕平さんからお話をいただきました。東京都の取組の様々なものを、経験に基づき御紹介いただき、司法と行政では立場が異なることから、行政では後見人に寄り添ってチームを支援することが重要であるといった観点の指摘がありました。

4つ目は、上伊那成年後見センター所長の矢澤秀樹さんからお話をもらいました。伊那市における福祉と司法の連携について、各機関の役割分担や基本的な考え方のお話をいただいたところでございます。

引き続き、このワーキングで委員の方々がおっしゃった主な意見について御紹介します。

9つのテーマがございます。

まず、市町村長申立てについて、司法、行政がそれぞれの立場を理解し連携するべきであるといった意見をもらいました。

9つあるうちの2つ目、行政計画につきまして、都道府県や国の役割も大きいことから市町村を支援してほしいといった御意見をいただいたところでございます。

9つあるうちの3点目、協議会合議体について、協議会は階層的に、すなわち市町村単位、圏域単位、家庭裁判所の支部単位、都道府県単位などで設置していき、その連携を図ることが望ましいといった意見をもらいました。

4つ目、福祉・行政と司法の連携につきましては、福祉・行政と司法の隙間をどのように埋めるかということが課題であるといった指摘をもらったところであります。こうした指摘は、今後、意思決定補助団体ないしは意思決定サポーターの構想を育てていくに当たって重要であると考えます。

5つ目、地域連携ネットワークの4つの機能の在り方につきまして、受任者調整、そし

て、中核機関のする後見支援と家庭裁判所がする監督などの関係について、多くの有益な意見をいただいたところでございます。その関連で、受任者調整などや中核機関の行う後見人支援や家庭裁判所の行う監督などについても、詳細で有益な多数の意見が委員から提出されました。

6つ目、後見業務に関する苦情について、介入を前提としないで当事者の不満を解消することができる客観性・中立性を持って調整できる仕組みがほしいといった意見をもらったところございまして、こうしたことは、今後、意思決定補助団体や意思決定サポーターといった構想を深めていく上で重要な指摘であると考えます。

7つ目、後見人等の交代につきまして、交代の調整が困難なものについては、裁判所に介入してもらうなどの工夫が当面の実務上は必要であるという指摘があったとともに、法律改正、すなわち、民事法制の見直しを含めた検討も必要であるという指摘、観点の提示があったところでございます。

8つ目の法人後見の考慮要素につきまして、身上保護の意義を強調し、今後どう考えていくかといった重要な視点の指摘がありました。

9つ目、任意後見制度の適切な運用等について、今後、任意後見監督人の選任を促すなどの仕組みの工夫が必要であるといった指摘もいただいたところでございます。

資料2-1において詳しく紹介しておりますから、なお御参照をお願いするものでございます。

以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでございました。大変熱心な検討結果の御報告でございました。

次は新井主査からお願いします。

○新井委員 新井です。

成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ、第2回から第4回の結果概要をポイントに絞って報告いたします。

1、有識者等による報告のテーマ・報告（概要）です。

第2回、専門職団体から見た現状と課題については、社会福祉士会、リーガルサポート、日弁連の各専門職団体から、制度改正として、必要性・補充性の原則の導入、類型の一元化、有期制の導入、規制を要しない解任制度の導入等の意見がありました。また、運用改善として、これらを踏まえた最大限柔軟な運用を求める意見、保佐・補助開始後の代理権の付与・追加の審判の短縮化、家庭裁判所、中核機関等から、候補者の推薦依頼を受ける際に提供される情報の充実化を求める意見等がありました。

第3回、金融機関と財産管理、不正防止等については、三井住友銀行、柏木吾朗氏、三井住友カード、渡邊真司氏から、紙媒体を介さない取引データの管理や見守りつきキャッシュレス商品の紹介がありました。また、損害保険ジャパン、柵忠之氏から、成年後見人賠償責任保険に関する取組の紹介がありました。さらに、東京海上日動火災保険、井口智美氏から、市民後見人の方が安心して働くことができる仕組みづくりとして、大学との共

同研究を踏まえた保険・サービスの開発について報告がありました。

第4回、後見人等報酬等について、倉敷市福祉援護課、渡邊美和子氏から、倉敷市における成年後見制度利用支援事業の取組を踏まえて、報告がありました。新潟大学法学部、上山泰氏から、ドイツにおける法定後見の報酬制度について、報酬制度の体系や原則の紹介がありました。

2、委員の主な意見です。

(1) 専門職や専門職団体に望むことについて、福祉分野との連携も含めて取り組んでほしい、また、成年後見制度を利用する際、専門職後見人からは分かりやすい説明をしてほしいとの意見がありました。

(2) それぞれの担い手の基本的役割・育成について、法人後見への報酬助成のみならず、運営費の補助をどうするかも重要な視点ではないかとの意見がありました。

(3) 後見人等の柔軟な交代について、解任にまでは至らないが、コミュニケーション不足等の際に、後見人を調整する仕組みが必要であるとの意見、交代については、法整備の検討をしてほしいとの意見がありました。

(4) 成年後見制度の運用改善、必要に応じた制度改善等については、成年後見制度で守らなければならない人とそうでない人を整理し、そうでない人については、日常生活自立支援事業を含めて、どういう制度を使えるか、チームの中で本人らしい暮らしを守ることを考えたらよいとの意見がありました。

(5) 金融機関・保険会社との連携については、認知症や障害の特性を考慮して、システム・サービスの開発に取り組むことが重要であり、様々な技術や仕組みが整うことで、将来的に後見事務の負担を大きく削減できたり、財産管理の透明性が確保できる可能性があるとの意見がありました。

(6) 財産管理の在り方については、親族後見人も含めた財産管理の報告について、家庭裁判所への報告の簡素化等、家庭裁判所を含めて検討していくことが必要であるとの意見がありました。

(7) 法定後見における不正防止（保佐・補助類型を対象とする預貯金管理）については、後見制度支援預貯金は1つのツールとしては重要であるが、本人の財産管理や意思決定の内容を見据えながら、成年後見制度の利用しやすさにつながるよう運用することが必要であるとの意見がありました。

(8) 法定後見制度における不正防止（損害賠償保険）については、一定のトラブルの発生を見込んだ上で、迅速に損害を回復できる被害救済の仕組みの検討が必要であるとの意見がありました。

(9) 任意後見制度における不正防止については、専門職団体としては、監督の立場からではなく、本人や関係者と協力しながら取り組むものと考えており、任意後見監督の発行に係るチェックをシステム化することが必要であるとの意見がありました。

(10) 報酬決定と報酬助成の在り方については、全国どこでも、後見人等が一定の報酬

を受けられるように助成制度の見直しが必要であり、最後のセーフティーネットとして、本人が低所得である場合は、直接全て負担すべきであるとの意見がありました。

最後の(11)目標とKPIについては、必要性・補充性の原則や成年後見制度が権利擁護支援の最後的手段であることをぜひ次期計画の目標に掲げていただき、成年後見制度以外の権利擁護支援の拡充を図ってほしいとの意見がありました。家庭裁判所についてもKPIを設定していただきたいとの意見や都道府県についてもKPIを検討していただきたいとの意見がありました。

以上です。

○大森委員長 御苦労さまでした。ワーキング・グループでの検討は、毎回2時間半、熱心な御検討でありまして、その成果の発表でございました。ありがとうございます。

次に、事務局と最高裁から資料の説明がございます。

事務局から。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、議事の2に関連して、事務局でまとめた資料の説明をしたいと思います。

資料を共有いたします。こちらが、事務局でまとめた資料になります。説明を始めます。

まず、次期計画に関する団体ヒアリングということで、今回の計画見直しに関連しまして、当事者団体の方々にヒアリングを行っております。10月4日、御覧のと通りの4つの団体からのヒアリングを行っております。1つ目です。一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループです。成年後見制度の理念が浸透し、守り続けられるようにしてほしい。本人が制度利用のメリット・デメリットを知り、自分なりに考えられるように分かりやすい情報提供をすべき。研修や人材育成、自治体による計画づくりや評価は、当事者の声も取り入れながら実施してほしい。次は、全国精神保健福祉会です。1つ目です。後見制度の利用は、本人の自己決定を封じ込めてしまう可能性があるため、財産が複雑である等、特殊な場合に限られるべき。制度の利用開始は、診断書のみならず、身上保護やチームの支援の観点からも考えるべき。報酬は、後見人等が家庭裁判所に提出する報告書が根拠であるが、どう作成され、どのような手続で得るのか明らかにするとともに、その在り方を裁判所のみならず福祉分野の視点からも検討してほしい。各地で書記官は多くの事案を目にしているが、リアリティーを得るため、私たちの生の声を聞いてほしい。裁判所や法務関係の人を網羅した交流の場を位置づけてほしい。次は、全国「精神病」者集団です。次期計画には、障害者の権利に関する条約第36条及び第39条に基づき障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときは、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しをはじめとする必要な措置を講ずることを明記すべき。次期計画には、成年後見制度ではない意思決定支援の利用促進や、中核機関によるスクリーニング・クリアリングの検討を書き込むべき。次は、日本障害者協議会です。1つ目です。制度の利用開始については、状況を総合的に考慮し、市民の権利を剥奪し得る可能性も認識した上で支援

してほしい。法定後見制度に依存するのではなく、社会福祉を十分に展開し、本人の意思や希望に基づいた生活を実現させてほしい。制度取組の結果は、制度を利用した本人が利用してよかったという声で分かるということです。

以上、概要を説明いたしましたけれども、全体の意見書もいただいておりますので、こちらは参考資料6に添付しておりますので、こちらも参考に御議論を進めていただければと思います。

次が、各種ワーキングが9月以降ございましたけれども、これに関連して幾つかの資料をまとめております。

まず、中間のまとめで今後の検討とされた内容をレビューしようということなのですが、地域連携ネットワークを担う機能の在り方やその強化は、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等の支援の在り方についての整理と、福祉・行政と司法との連携の在り方も踏まえて検討するという事で、地域連携ネットワークの話がございました。

あとは家庭裁判所の連携の役割ということがございまして、家庭裁判所に期待されている役割や関係者との連携の具体的な在り方は、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域ネットワークの後見人等への支援の在り方、監督と支援の整理と、福祉・行政と司法との連携ということで、整理と連携を検討することになっておりました。

後半戦の専門家会議でもお示しした資料ですが、幾つか御意見がございまして、四つの機能がございましたが、これを個別支援と地域の体制づくりということで分けて議論をスタートしていきました。

その上で、今回、9月以降、いろいろ御意見いただきました。これをベースに新たに従来の4機能をまとめ直しております。

具体的にはということなのですが、権利擁護支援を図る三つの場面において、本人中心の支援の担い手や福祉・行政・司法などの多様な主体と、制度の運用・監督の担い手である家庭裁判所が連携ということで、三つの場面というのは、こちらに権利擁護支援を図る三つの場面ということで、成年後見制度に関連する場面を幅広に設定しております。

一つ目は権利擁護支援を検討していく場面ということで、まだ成年後見制度を利用していない状況であります。

その中で必要な方をつなげていくことになるのですが、成年後見制度開始までの場面ということで、申立準備から後見人を選任するキックオフしていくまでの段階です。

最後は実際に成年後見制度の利用を開始した後の場面ということで、後見人が選任された後になります。

こちらの三つの場面がございまして。

まず、本人中心の支援でございまして、こちらが赤で書いているものです。権利擁護の相談支援、まずそもそも成年後見を使うのかということもあります。

相談対応、制度の説明、本当に制度が必要でしょうかというニーズの精査、必ずしも成

年後見制度だけではございませんので、見守り体制とか、他支援につなぎということがございます。

次が成年後見制度の利用を開始しようかという段階になるのですけれども、権利擁護支援チームの形成支援で、これから使うということです。

まず支援方針で、課題を明確化して、必要な支援とは何かということを検討します。そして、適切な申立ての調整ということで、市町村申立ての適切な実施も含みまして、どういった形で申立てをしていくか。最後なのですけれども、後見人等がチームに参画するための支援ということで、大体多くの支援が行われている中で、後見人を加えていくことがよくあるケースだと思うのですけれども、誰がこういった中に入って、誰とやっていくかというマッチングです。そして、概算要求の話にもございますけれども、将来的な交代も含めて初期方針を検討していくということになります。

いざ利用を開始しましたというところなのですけれども、次は権利擁護支援チームの自立支援ということでございます。

チーム開始を支援するということで、後見人選任後の支援方針の確立です。後見人等が申立と異なるケースもありますので、新たに見直しも行う場合もある。役割分担、支援内容をどうするかということ意識合わせする共有、チームがきちっとできるようにするためのモニタリングバックアップ、自立という言葉を使っておりますけれども、ほかの支援が必要になることがございます。そういうことで、チームによる支援の開始後、必要に応じて相談対応を行ったりとか、チーム支援方針の再調整です。後見人を交代するであるとか、あるいは全体としての初期対応は、チーム支援が必要だったのであるけれども、もう少し少ない形の支援ができるのではないかとということを見直しする。

こういった三つの段階で考えているということでございます。

あわせて、こちらにもありますように、地域連携ネットワークと家庭裁判所の役割がありますので、ここの個別支援のところも、以前は支援としか書いていなかったのですけれども、地域連携ネットワークの機能ということです。

こちらは最高裁判所に記載していただいているのですけれども、家庭裁判所による制度の運用・監督機能ということで、相談に対応して制度の利用を案内しています。チームの形成支援に対応して適切な選任形態の判断、チームの自立支援という言葉に対応して、適切な後見事務の確保ということで記載いただいているということでもあります。

次なのですけれども、福祉・行政・司法の多様な連携による支援と裁判所による制度の運用・監督機能、今、御覧いただきました左にございます。これを果たしていくためには、これらの主体が自発的に協力して、以下の三つですが、こちらに黄色で書いているところなのですけれども、これに取り組んでいく必要があるのではないかとことです。あくまで機能を示したところで、どうやってこれを強めていくかということが必要だと思います。

ここでは個別支援がありましたけれども、これを支えるために地域の体制づくりがあっ



たわけですので、今回、新たに整理し直しました三つの場面におけるネットワークの機能に対しましても、これらを強化していくための取組が必要ではないかということで整理をしております。これはあくまで取組例です。

こちらも大きく分けて三つあるのではないかという委員の議論を踏まえまして、整理をしました。

一つ目は共通理解の促進です。皆が理解を合わせていく。

多様な主体が参画して活躍していく。

最後はそれを連携強化していく仕組みづくりを整えていくことになります。

共通理解の促進は、最初の相談支援のところでは、理解を明確化、浸透していくことになります。

多様な主体を参画していくことは、連携強化もあるのですけれども、相談支援につなぐネットワークの関係者の連携強化ということで、中核機関等も含めていろいろつなぎ合わせる必要があります。当事者団体であったり、民間事業者、地域住民、専門職団体も含めて連携強化していくことになると思います。

最後は仕組みづくりということです。こういったものを有機的につなげていくことで連携をしていく。そして、成年後見制度の利用が本当に必要なのかという見極めを行うような仕組みづくりも必要である。成年後見制度以外の支援もあるということで、成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築もしていく必要があることが、第1ステージの強化する取組でございます。

二つ目はいざ成年後見制度を利用開始というところなのですけれども、家裁が後見人等を選任する際の考慮要素・本人にふさわしい受任のイメージの共有と浸透をしていくということ、これは共通理解の促進です。

次は多様な主体の参画ということなのですけれども、都道府県と市町村による地域の担い手を育成していく。専門職団体も専門職後見人を育成していく取組が必要であるだろう。

最後は仕組みづくりです。都道府県、市町村による市町村長申立て、後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制をつくっていく。あとはマッチングの仕組みづくりということです。

最後は成年後見制度の利用開始後になります。一つ目の共通理解のところなのですけれども、意思決定支援の理解を進めていく。後見人の役割についての理解を浸透していく。役割分担です。

多様な主体の参画ですけれども、地域の担い手の活躍支援をしていくことであったり、制度の利用者や後見人等から相談を受ける関係者との連携強化で、中核機関だけではできないところもあると思いますので、当事者団体、専門職団体との連携も進めていくことです。

最後は仕組みづくりですけれども、後見人単独では解決できない課題が出てきます。こういった支援をどうしていくかということで、交代の支援づくりも含まれます。あとは裁判

所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築で、受任者調整をしている地域において、後見人等の選任の時点で、将来的に後見人の交代等を行うことを想定すべき事案で、関係者で共通すべきものがあるといった場合に、交代を検討すべき時期が来たときに、ちゃんとそれをつないでいけるようにということで、連絡をつなげていくことであったり、あるいは中核機関は後見人の不正等に関する情報を得た場合に裁判所とつないだり、こういったところが想定されているということです。

あと、4機能を三つに分けたということで、御参考までにとということで、今ある4機能を色分けしていますけれども、どれに該当するかということを整理したものがこのペーパーになります。全体を表にしたのがこちらということで、御参考です。

これに三つの場面と合わせましたけれども、場面1、場面2、場面3ということで、概念図をつくっております。

全体をまとめたイメージ図も作成しております。

話が変わりまして、任意後見に関しましては、制度、仕組みについてということと、制度の利用促進に関する地域連携ネットワークや各主体の役割について、そして、任意後見の担い手ということで、各委員から御意見がありました。これをまとめております。

こちらも一度出した表です。個別地域体制づくりということでもあります。

また、運用改善についてということでありまして、運用改善に関して、委員から幾つか意見がございました。

左のほうにあるのですけれども、これに対しまして、法務省の御協力も得まして、こういった対応が可能かどうかということを整理したのが20ページ以降になります。

一つ目は、本人にニーズに応じた選任・柔軟な交代に関する意見です。

二つ目は、必要性・補充性の観点に関する意見です。

三つ目は、審判期間の有期化もしくは更新期間の設定に関する意見です。

四つ目は、後見等報酬に関する意見ということで、こちらを委員の意見の概要と法令上解釈・整理しております。

最後は民法の関連条文を掲げているというのがこの資料になります。

私からの説明は以上になります。

○大森委員長 ありがとうございます。

最高裁からも御説明があります。お願いします。

○最高裁判所家庭局第二課長 最高裁家庭局の木村でございます。

最高裁からは、今、厚労省さんからお示しいただいた資料の7ページでございます。次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組（案）①でございます。

下の表、厚労省さんで作成された表の家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能というところがございますが、今ざっと室長から触れただきまされたけれども、まず三つの場面のうちの権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）につきまして、

裁判所の対応としては、①制度利用の案内というところがございます。具体的には裁判所の手続を利用するのに必要な情報提供・手続案内です。括弧内に書かせていただいておりますが、パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブック、DVD等各種ツールの充実による手続理解の促進、その他、自治体への講師派遣、自治体への統計データ提供といったところを挙げております。

真ん中ですけれども、成年後見制度の開始までの場面（申立ての準備から後見人の選任まで）といった場面でございますが、②が適切な選任形態の判断ということで、五つほど挙げております。判断に必要な資料の充実（本人情報シートの作成・運用）。次が適切な診断書の作成に向けた取組（本人情報シートの活用・診断書の見直し）。三つ目が後見人の柔軟な交代の運用。四つ目は選任に適した事案のイメージや考慮要素の自治体との共有。最後、総合支援型監督人の取組です。

三つ目の場面です。成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）になっておりますけれども、これが③適正な後見事務の確保ということで、こちらも三つ挙げております。後見業務の監督（定期的・適時の報告審査、必要に応じた指導）。次が後見人からの相談等への対応（手続案内や適正な後見業務の遂行を確保するのに必要な対応として）という対応です。最後に後見人の解任・選任形態の見直しを挙げているところでございます。

以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまです。ありがとうございました。

以上、説明がございまして、これから意見交換に入りますけれども、山下さんが途中退席の御予定だそうですので、山下さんからまず御発言いただいて、その後、意見書が出てございますので、随時この順番で御発言いただくことにいたします。

意見書の中には大論文がございまして、大部になっております。ただし、今日は恐縮ですが、時間が限られていますので、全体として45分しか予定されていませんので、お一人2分以内をお願いいたします。厳守していただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、山下さんからお願いします。

○山下委員 山下でございます。途中で退室させていただきますので、先に発言させていただきます。

今日は様々な御議論があったのを非常にコンパクトにまとめていただき、ありがとうございました。

全体としての方針については、特に異論があるものではございませんが、今後考えていく上でどのように進めていくかという問題を考えたときに、現在の法定後見制度を柔軟に運用していくことが非常に重要で、制度で対応し切れないものについては、制度の改革を考えていくという順番だと思っております。

その意味では、先ほど法務省さんから御説明があった保佐・補助制度を使いやすくする

という、金融機関にも協力をいただいた上での仕組みづくりというものは、非常に重要ではないかと考えている次第です。そういった保佐・補助制度について、柔軟に使えるようになるためには、金融機関の協力が不可欠なわけですが、ただ、金融機関が全面的に協力できるかという問題があると思いますので、最低限何を求めていくかといった点をこれから精査していくべきだと考えております。ある程度は定型的に窓口で判断ができるような仕組みで、保佐・補助を使っている本人にも使いやすい仕組みを今後考えていけたらと考えている次第です。

簡単ですが、以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。全体の方向性についての御指摘がございました。

次に順番で参ります。最初は山野目先生、お願いします。

○山野目委員 資料4でお示ししている意見に加えまして、今後の展望を考える観点から二つの事項を申し上げます。

一つ目のお話のキーワードは、民事法制ということであります。取りまとめられる基本計画におきましては、将来において民事法制を含む諸制度の抜本的な見直しにも取り組むことが盛り込まれるとよいと考えます。最終的には閣議に諮られる文書になりますから、私たち委員の意見にとどまらず、厚生労働省の事務当局において、関係する府省との連絡調整に努めてほしいと望みます。そのようにして、新しい成年後見制度の形が見定められる中で、報酬の額や基準の考え方、報酬のための助成の在り方が改めて論議される環境が調べていくという見通しを抱いています。

もう一つのお話のキーワードは、モデル事業ということであります。ただいま申し上げた民事法制の見直しに向けての手順を適切に進めていくためにも、立法事実の把握ということが大切でございます。

その観点から見て、本日の資料で申しますと、資料1-1の8ページで構想されるモデル事業は極めて大切であります。専門家会議としてはワーキングを設けるなどし、モデル事業をしっかりと進行管理し、育てていかなければいけません。今後のこの会議の運営も視野に含め、このことも意見として申し述べておきたいと考えます。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は新井さん、お願いします。

○新井委員 私は既に意見書を提出しておりますが、これについて四つの面から意見を述べます。

1番目、ネットワーク機能については、基本計画の書きぶりについてのお願いです。

2番目、運用改善については、任意後見の利便性を向上させること、法務局の活用を検討することを提言しております。

3番目、中長期的な視点から、Public Guardian、公的後見人の設置を提言していますが、法改正を伴わずに設置することは可能ではないかと考えています。

4番目、その他については、法定後見における3類型の見直し、必要性の原則の導入、

補充性の原則、成年後見人の柔軟な交代についての法改正の検討に着手すべきであることを提言しております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は西川さん、お願いします。

○西川委員 意見書には様々書かせていただきましたけれども、ここでは行政手続のデジタル化に絞って意見を述べさせていただきます。

成年後見制度の利用者の行政への届出や申請は実際には後見人が行っているということが多いわけです。法定代理人が本人に代わって届出や申請をすることができるというのは、当然のこととして殊さら後見人から届出や申請ができるということを注意喚起するような内容の国による事務連絡等はされてこなかったのだと思いますが、現実には、これまで後見人が市役所で手続をしようとするとう委任状がないだとか本人の印鑑がないだとかそういったことを言われて後見人は円滑に手続ができずに苦勞をしてきました。しかし、最近、ようやく少なくとも市役所の高齢者や障害者を担当する部署では後見人が本人の代理人として手続をするのが当たり前のこととして受け入れられるようになってきました。今後、行政手続がデジタル化された場合にも成年被後見人の行政に対する届出、申請を実際に行うのは多くの場合、代理人である後見人ということになると思います。そのことを踏まえて行政手続のデジタル化を進めていただきたいのです。

さらに言いますと、家族の支援を受けることによって成年後見制度を利用していない高齢者や障害者のある方の行政手続をどうやってデジタル化の手続に乗せていくのか、これはかなりの難問だと思います。そういった点も含めて高齢者や障害者のある方についての行政への届出、申請の脱書面・脱押印・脱対面の検討を進めていただかないと困ります。システム構築の最初の段階で代理人による手続を組み込んでおかないと後で大変なことになるでしょうし、あるいは結局デジタル化が進まないということにもなりかねないと思います。この点、今まで指摘がなかったと思いますので、ここで指摘させていただきます。よろしくをお願いします。

○大森委員長 非常に大事なポイントの御指摘でございました。ありがとうございます。

上山さん、お願いします。

○上山委員 私は民法改正を視野に入れた抜本的な制度改正に関する議論の必要性を次期基本計画の中で明確に表現することが望ましいと考えます。現在の基本計画は現行制度の運用による改善を主眼としているため、制度の改正を要する課題の検討については先般の中間取りまとめの中でも「本人のための成年後見制度の運用改善等」という項目の「等」という表現の中で僅かにその余地が認められるにすぎませんでした。しかし、既に前回までの会議やワーキング・グループの中でも多くの委員から民法改正につながる問題提起があり、現行制度の運用改善による対応では一定の限界があることが明らかになったと思います。

こうした問題提起の中には、必要性原則の導入のように多くの委員が賛同していると思われる提案もありますので、新しい成年後見制度の形に対するイメージが専門家会議の中で徐々に共有されつつある印象もあります。

加えて、遠からず国連の障害者権利委員会から我が国への総括所見が出される見込みですが、これまでの諸外国に対する総括所見の内容から判断して、我が国の法定後見制度に厳しい評価が下ることは確実だと思われます。こうした事情を踏まえるならば、第2期基本計画のアジェンダの中に現行制度の抜本的見直しに向けた議論を明確に位置づけることが必要であると考えます。

私からは以上です。

○大森委員長 これはまた非常に大事な御指摘だったと思います。ありがとうございました。

次は、櫻田さん、お願いします。

○櫻田委員 ありがとうございます。櫻田でございます。

私のほうも意見書のほうで2点ほど意見を述べさせていただいておりますが、その中でちょっと声を大にして言いたいところとしまして、やはりこの成年後見制度を利用する立場になる者として、成年後見制度の利用がなかなか選択肢として挙がってこないというのが今、精神障害領域の中では非常に問題なのではないかなというように思っています。

ワーキング・グループの中でも様々な御意見が出ていた中でも、やはり報酬のことですとかの意見もたくさん出ていたかと思えます。やはり利用したいのになかなか自分が利用するのにお金が出せないというところの声も非常に多く私のほうでは聞こえてきていますので、自分を支えてくれる制度利用の中にこの成年後見制度が挙がってくるような仕組みづくりが今後必要になってくるのではないかなというように思っているのです、その検討もぜひ今後していただけたらと思って意見を述べさせていただきました。

以上になります。

○大森委員長 繰り返し私どもが念頭に置かなければいけない非常に大事な問題指摘だと思います。ありがとうございました。

次は星野さん、お願いします。

○星野委員 社会福祉士会の星野です。

私からは既に御提案しております中の2の(1)に関わります本人情報シートについてお話ししたいと思います。これまでの議論の中で成年後見制度の必要性の判断の仕組みのところがとても重要になってくるというところで本人情報シートが非常に活用されているということなのですが、これは単に医学的な診断から判定された本人の能力だけではなくて日常生活の中での必要性、補充性の原則というところで、これはもう会議の中で共有されていたと思います。そうなりますと、ますます申立て時や選任後において日常生活でどのような支援の提供がなされているのか、また、なされる可能性があるのかという福祉的視点はますます求められてくると考えます。

本人情報シートの活用が量的側面だけではなく質的側面からも重要となってくると考えます。現状では、まだまだ本人の能力の面からの課題提起であるとか支援者目線による後見人に対する保護的対応を求めるような記載がなされている本人情報シートも少なからず見受けられます。今後のこれからの取組に資するような本人情報シートの作成がなされるために幾つかの取組が必要かと考えております。

本人情報シートのこれまでの使われ方の検証、シートの改編、それから、記載することが求められている職種に対する研修の在り方など、こういったことが次期の基本計画の中に明示されることを望みます。この取組が今、課題になっている法改正あるいは運用改善というところの方向性も出てくるかと思えます。補助という類型がもっと活用されていくということが本当に求められていると感じています。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は住田さん、お願いします。

○住田委員 ありがとうございます。

私からは3点、意見を申し上げます。

初めに、成年後見制度利用支援事業の全国の標準化が必要と考えます。その場合、報酬助成について、法テラスでは申立て費用の立替えをしているので、その仕組みを拡大して報酬に対する法律扶助の適用を検討してはどうでしょうか。利用支援事業そのものの受け取り手を限定することは難しいかもしれませんが、例えば法律職による法的課題には法テラスを使い、福祉職による身上保護は利用支援事業で助成するなどといった整理の方法もあるかと思えます。

次に、資料2-3では中核機関のコーディネート機能の強化がうたわれていますが、7ページからの整理では地域連携ネットワークが主語となり、福祉・行政といった多様な主体の中に中核機関が含まれています。しかし、具体的な取組は中核機関が中心的に担い、そのための機能強化であるならば中核機関及び多様な主体としてはどうでしょうか。

また、必要性、補充性の考え方はとても重要だと思いますが、星野委員の意見にもありますように、必要時のみ後見人が関わる場合のイメージの共有の議論も必要だと思います。本人の支援者はライフステージや課題に応じて替わっていきますが、後見人は基本的に替わらず法的課題がない日常的な関わりの中で関係性が深まり、必要な場面での意思決定支援などにより長期にわたる支援が本人にとってメリットとなる場合もあります。また、交代の要望に対してはどのようにその意思を反映させていくことができるのか、運用に限界があるならば法整備を含めて今後も引き続き議論が必要だと思います。

以上です。

○大森委員長 最初の第1点目に御指摘のあった利用の支援事業と法テラスの仕組みを使うというのは大事な御指摘ではなかったかと思っています。ありがとうございます。

次は中村さん、お願いします。

○中村委員 中村でございます。

発言につきましては53ページ、54ページに記載をさせていただいておりますので御覧いただきたいと思っております。

中間取りまとめの中で打ち出されておりました都道府県の機能強化を推進するということは大変重要ですが、市町村の主体的な取組が衰退しないように留意する必要性もあると思っております。特に市町村における包括的な支援体制のビジョンを描く上では、住民の声、とりわけ当事者、当事者家族の声を踏まえた上で専門職や関係機関との協働、協議が不可欠だと思っております。

権利擁護支援の重要なツールとしての日常生活自立支援事業について今回記載をいただきましたのは市町村の行政担当者が十分理解することが重要ですし、同事業の利用状況や潜在的なニーズ、支援における課題、成年後見制度との連携状況等を踏まえながら両制度が切れ目なく柔軟に活用できる体制を整える必要性について再度強調させていただきたいと思っております。

2つ目としては、虐待事案については、申立ての準備や審判に時間を要し、迅速な対応が困難な現状も見受けられますので、例えばみなし適用のような方法で一時的に成年後見制度を利用して緊急的な対応を行い、対応が落ち着いた後、改めて本格的利用をするかどうかを検討し、決定するなど虐待対応における機動的権利擁護支援の仕組みづくりとして検討をお願いしたいと思っております。

あとはワーキングの中でも発言させていただきましたが、再度ということで、報酬の見直しを体系的に行うためには関係者へのヒアリングにとどまらず、家裁による業務の報酬の現状を調査する必要があると思っております。北海道と東京では人口も違い、専門職や社会資源の数も違います。全国の家裁も網羅した調査というのは難しいと思っておりますが、市町村申立ての多いところ、少ないところ、平均的なところ、あと中核機関の整備数が高い、低い、そういうような幾つかの指標を踏まえてピックアップして調査する方法もあると思っておりますので、ぜひともよろしくをお願いしたいと思っております。

すみません、時間超過いたしました。

○大森委員長 最後に御指摘の点の調査の話ですけれども、これは家裁の現実についての調査が入っていますので、私もかねがね、実際には私、現場にいたことがないから分からないのですが、家裁でいろいろ担当している陣容立てがあると思うのですよね。陣容というか、どういう人が書記官はじめ、あるいは書記官に代わる書記官補みたいな人がおられるのか分かりませんが、あるいは非常勤の職員もおいでになるのではないかなと想定しているのですが、家裁のほうの実際に業務を担当している人たちの陣容立ては、人ですが、人はどういうようになっているかということについて、できれば実態調査をさせていただけないか、あるいは御報告をいただけないかと、そういうことも含んでいると思うのですが、それは最高裁、どうでしょうか。後でお考えくださればと思うのですけれども、今でなくても結構です。



○最高裁判所家庭局第二課長 最高裁でございます。

今、中村委員と、あと大森委員長から御指摘がありまして、この場で今の御指摘を受けたというところで、直ちになかなか具体的にどういう形でというところがありますけれども、またお話を聞かせていただきながらどういったことが可能であるのかといったところを検討することになるのだらうなと思います。今日のところはこういったところでございます。

○大森委員長 よろしいです。相談しながら、もし実際に実態調査をするのだったら、そのことを含めてさせていただくといいかないかと思いついたので、もしかしたら少し言い過ぎたかもしれませんけれども、事務局と相談していただければと思います。よろしく申し上げます。

次は久保委員ですけれども、久保さんの意見書を拝見するとほとんどが御質問になっていますものですから、久保さんから特段に時間の限りで御発言いただいた後、法務省から御回答をしていただければいいかなと思っています。では、久保さん、お願いします。

○久保委員 ありがとうございます。全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。

私ども、本会としましては、成年後見制度の利用促進をしていくために、まず現行法の制度運用を可能な限り柔軟なものにするということが重要だというように思っております。なお、改善する要件につきましては、法改正も当然必要になってくるだろうというように思っておりますので、私ども素人でございますのでよく分からないところも多々ございますので、幾つかたくさん質問をさせていただきました。

その質問の内容は大きく分けて3つぐらいに分けられます。成年後見制度の包括的な代理権について家族としてはどうなのだろうと、少し緩やかにできないのかなという思いと、それから、もう一つは、家裁のほうからの強制的に選任をこの人ですというように言われるというところはなかなか添いにくい人もおられるということもあって、そんな形で御質問もさせていただきますし、そして、もう一つは報酬の問題でございますね。支払い可能かどうかというところが私たち家族としてはとても心配をしておりますので、この大きく分けて3つになるかなというように思っております。

質問もそうですし、後半の少し意見としてさしあげるのもその観点で質問させていただきますので、できたら後半のところは少しお読みいただいたら分かるかなと思いますので、ぜひ質問について御回答いただけたらありがたいというように思っております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

そうしたら、恐縮ですけれども、限られた時間ですが、法務省からお答えできる限り、お願いいたします。

○法務省大臣房審議官 民事局担当審議官の堂園でございます。

御質問ありがとうございます。まず意見書の中で御質問が幾つかございますけれども、判断能力が不十分な方が制度を利用しないことは、違法かという点につきましては、基本

的にこの制度は申立てによって始まるということでございまして、そこは申立権者の判断に委ねられておりますので、違法ということはないと考えております。ただ、そういう意思能力がない状態で契約をされますと無効ということになりますし、意思能力があったかどうかという紛争が生じてしまうというところがございまして、そういった制度利用の必要性が高い事案については適切な時期に申立てがされることが望ましいということとは言えるのではないかとこのように思っております。

それから、基本的には後見人がいなくなったような場合につきましては、申立人あるいは職権で新たな後見人をすぐに選任するということになりますので、後見人がいない状態がずっと続くということは制度上想定されていないということになります。

それから、これまでも御指摘いただいておりますけれども、後見類型につきましては、一旦この制度の利用が開始されますと、判断能力が回復しない限り制度の利用が継続し、スポット的に利用することはできないという点が問題ではないかという御指摘をいただいておりますのでございまして、ここの御質問の趣旨もそういった問題意識に基づくものではないかというように理解しているところでございます。

取りあえず私のほうからは以上でございまして。

○大森委員長　なお、細かい点について御質問あるいは御回答があれば、ちょっと事務局のほうで橋渡しをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、次は手嶋さんからお願いします。

○手嶋委員　最高裁家庭局の手嶋です。

私の意見は意見書に記載させていただいたとおりですが、ちょうど先日、司法研修所、それから、裁判所職員総合研修所、2研合同で全国の家庭裁判所の裁判官・書記官が参加する研究会が行われたところでして、各家庭裁判所が専門家会議での御議論やヒアリングの結果等をどのように受け止めて成年後見制度の運用や福祉・行政との連携に取り組んでいるかということイメージしていただけないかと思ひまして、意見書を補足する意味で若干御紹介をさせていただければと存じます。

研究会では、毎年、中核機関や自治体関係など様々な立場の方に講師をお願いしております。今回は利用者の立場を代表する団体から講師をお招きし、「利用者の立場から見た成年後見制度の課題と裁判所に期待する役割」ということで御講演をいただき、また、市民後見人とその支援を担当する市社協の担当者の方から、「市民後見人の活動と支援の在り方」について御講演をいただきました。私も傍聴させていただきましたが、やはり裁判所に期待されることを生のお声として伺う機会は貴重です。御協力に改めて心から感謝申し上げますとともに、意見書では福祉・行政と司法の連携に当たり視野を広げる努力の重要性に言及しておりますけれども、それを各自が心で感じる貴重な機会となったと考えております。

また、報酬算定の考え方についても本年6月のヒアリング結果や専門職団体からいただいている御意見などを踏まえ議論を重ねたところです。例えば身上保護事務に関する報酬

の考え方について、これまでは個々の法的事務ごとに付加的な事務として捉えるのが一般的であったと思いますけれども、ヒアリングでは福祉サービスの申請・変更等をむしろ基本的な事務として位置づけるのが実態に即しているといった御指摘もいただいたところでして、これを受けた議論では、身上保護の現場の肌感覚を無視してはいけない、これまでは法律家目線に立ち過ぎていたのではないかと、従前の検討においては、福祉的な視点や利用者の関心に対する理解が不足していたのではないかとといった発言があったところです。

もっともこれを実際の運用において実質的に実現していく上では、むしろ個々の事務をしっかりと抽出した上で、御指摘いただいた問題意識を踏まえて、自覚的に評価の実践を積み重ねていくことがかえって近道ではないかといった意見も有力に出されたところです。

こうした点も含めて、報酬算定について引き続き検討を進めていくこととなりますが、基本計画の下での5年間を通じて、裁判所の現場の職員においても福祉的な視点で、具体的な形で実務の改善につなげようとする意識が広がってきているように感じております。引き続き、報酬算定という局面に関しても現場の裁判官・書記官の視野を広げる努力を後押しできるよう最高裁判所としても支援を続けてまいりたいと思っております。

○大森委員長 御発言ありがとうございました。

それでは、次は伊東さん、お願いします。

○伊東委員 倉敷市の伊東でございます。私のほうからは、資料2-3の7ページ、8ページ、そして、資料1-1の9ページ、10ページのことについて、お話を申し上げたいと思います。

まず、資料2-3、7ページ、8ページ。今回この全体像につきまして非常に分かりやすくまとめていただいております、ありがたく思っております。特に先ほど、最高裁の手嶋委員からもお話がありました、私ども現場をあずかる者にとりましては、7ページの家裁のところに書いていただいていること、特に②のところの選任に適した事案のイメージや考慮要素の自治体との共有部分とか、後見人の柔軟な交代の運用について、就任時の難しい課題が一段落したら次の方に代わるという交代のイメージ共有など、踏み込んで書いていただいております、現場としては大変ありがたく思っております。後見人の交代のことは、多く相談がありますので、ぜひ今後も議論を続けていただければ大変ありがたく思っているところでございます。

それから、もう一点、先ほど住田委員からもお話がありました、法テラスの仕組みを使う等、報酬助成の拡充の仕組みについても、引き続き御議論をお願いしたいと思っております。

それから、資料1-1の9ページ、10ページの予算の関係についてでございます。9ページの利用支援事業は、件数が多くなることにより、市町村の財政負担が非常に多くなっております。国のほうでも、予算の獲得をぜひお願いしたいと思っておりますし、また、①の人材育成につきましては、倉敷市では、今、社協に人材育成をお願いしている部分も多いのですが、我々にとりまして使える予算が限られております。ぜひその運営の

人件費につきましても対象になるよう、予算の確保をお願いしたいと思っております。

それから、障がい者の利用支援事業は、地域生活支援事業で必須事業となっておりますけれども、高齢者の方は、利用支援事業が自治体必須になっておりませんので、障がい者の利用支援事業と同じように全国どこでも使えるように、必須事業化をぜひお願いしたいと思っております。以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

利用支援事業につきましての御指摘、再度ございましたので、これは少し検討したらどうかと私も思っています。法テラスのことも含めまして検討していただきたいと思えます。

それでは、次は青木さん、お願いします。

○青木委員 委員長、最初に2-3の資料についての御質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○大森委員長 それに限りましょうか。時間が限られていますので。拝聴するとして、御質問についてまず伺いましょう。

○青木委員 ありがとうございます。資料2-3の20ページから21ページで法務省のほうで現在の運用で裁判所がどこまでできるかということ条文中で整理していただいていますけれども、そのうちの最後のところで21ページの6段目になりますが、裁判所が選任の後に類型の変更や代理権と同意権の柔軟な取消しというところを積極的にということにしまして整理をいただいています。ここにつきまして、これまで新しい診断書や本人情報シートを活用して、選任時にはいわゆる社会的能力や支援に基づいた意思決定という観点も踏まえた判断能力の考慮というのが進んできているように思われます。これにつきまして同様に、選任後の類型の変更もしくは代理権、同意権の必要性につきまして、同じようなその当時の診断あるいは本人情報シート等の収集によって柔軟に取り組むということは現行法制度上でも可能ではないかと考えておりました、この点についての法務省の御見解をいただければと思います。

なお、職権ではできないという御指摘がありまして、それはそのとおりでございますが、実際にはこういう必要性がある場合には支援チームの中から本人もしくは取消しが言えたり、変更を言えるような親族もしくは保佐人や補助人、後見人等による申立というのは十分に期待できますので、それを前提にして可能かということで御整理いただけないかというのが御質問です。

もう一つは裁判所への御質問ですけれども。

○大森委員長 ちょっと切りましょう。取りあえず法務省から回答をいただきましょうか。よろしいですか。お願いします。

○法務省大臣官房審議官 堂菌でございます。

今、先生に御指摘いただきました問題のうち、類型変更の是非の判断の場面と代理権、同意権の必要性を判断する場面とでは問題が少し異なるのではないかと考えております。まず現行法の下でどのような類型が適用されるかという点につきましては、基本的に本人

の判断能力の程度によって判断されることになっております。したがって、その判断の中で、先生が言われているような社会的能力、一般的に他人の支援を受けることによって問題なく法律行為をすることができるかといったことを考慮して類型変更の是非を判断することは考えられると思えますけれども、判断能力の程度を判断する際に、具体的にその本人が今現在どういう支援を受けられる状況にあるかということを考慮するのは難しいのではないかと考えているところでございます。この点については、さきほどから、現在の制度は必要性の原則を採用していないことが問題であるという指摘がされておりますけれども、その問題点とも関係するのではないかと考えているところでございます。

他方で、保佐類型や補助類型において、同意権の範囲をどの範囲で認めるかという必要性を判断する場面につきましては、そういった個別的な事情で、すなわち本人の支援体制がどうなっているかといった点も含めて考慮した上で、具体的にどのような権限を与えるかという判断をし得ることになるのではないかと考えております。

もともと、最終的には御指摘の点につきましては、裁判官が個々の事案における個別的な事情を踏まえて判断すべき裁判事項であるというところはございますので、その点は付け加えさせていただきます。

私のほうからは以上です。

○大森委員長 青木さん、もう一点お願いしましょうか。

○青木委員 そうしましたら、今のを踏まえまして、20ページから21ページの各課題につきまして、制度上は可能なものが多いという御整理をいただきましたので、裁判所におかれましては、個別の裁判所の判断であったり、それぞれの地方の裁判所によって実情に違いがあるという大前提はございますが、こうした運用について今後、各裁判所で進めていただくということは可能でございましょうか。その点についての御見解をいただければと思います。

○大森委員長 これは最高裁、お願いします。

○最高裁判所家庭局木村第二課長 最高裁でございます。御質問ありがとうございます。

資料2-3の20から21ページにかけて記載されております本人の選任・柔軟な交代と必要性・補充性、そういったところに関する委員の意見について、民法及び家事事件手続法に基づく対応の可否として記載されている内容ですね。こちらの内容について、最高裁判所として特に異論があるというところではございません。

専門家会議で出された御意見や観点につきましては、研究会等を通じて各家庭裁判所に還元して、裁判所として自律的な検討を進めるに当たって参考にさせていただいているところでございます。ただ、他方、法律上否定されていないということのみをもって、直ちにそのとおりの運用を一般的に行われることが相当ということになるわけでもないというところは御承知のところであろうかと思ひまして、特に20から21ページの記載の中で、家庭裁判所が主体となっている事項はいずれも裁判事項になりますため、個々の裁判官の判断を拘束するような指針を示すことはできないという点については御理解をいただきたい

ところでございます。

例えば、個々の裁判体が個別の事件において後見人の適正な事務を確保するために家事事件手続規則81条に基づく指示を行うといった場合はあるものと考えられ、その際には、当該指示に従わなかった場合にどのような対応をするのかということも含め、事案に応じて裁判体において適切に判断されるというふうに考えられますし、また、他の類型への移行、すなわち後見等の開始や取消し、保佐・補助の代理権等の付与や取消しといったことにつきましては、申立てがあった場合に個々の裁判体が民法の規定に従って適切な判断をするということになるかと思えます。

私からは以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、次は永田さん、お願いします。

○永田委員 永田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、意見書に沿って3点申し上げたいと思えます。まず1点目ですけれども、成年後見制度以外の権利擁護支援の手段の充実についてです。これまでの議論の中でも、カジュアルな成年後見制度にしていくための必要な運用改善や法改正について議論してきました。次期基本計画では、こうした方向性を進めていただきたいと考えています。その上で、権利擁護支援全体のグランドデザインを描いていくためには、成年後見制度と一体で意思決定支援を重視した日自のような社会福祉のサービスで支えていくことの重要性も高まると予想されます。現行の日自の改善はもちろん、山野目先生も御指摘されておりましたように、現在、研究事業で取り組まれている日常的な金銭管理等と意思決定支援をしていく仕組みの構築に向けたモデル事業に期待をしています。

日常的な金銭管理サービス等については、介護保険制度や障害福祉サービスに組み込むことも検討に値すると思われまますし、意思決定支援を事業として実施することで、本人の意思を尊重した権利擁護支援の手段となることも期待できます。

以上のように、グランドデザインという観点からは、民法改正を視野に入れた協議と並行して、社会福祉関連法規の改正も検討していく必要があると思われまます。

次に、成年後見制度を利用する人が利用してよかったと思える制度に変えていくためには、その制度の運営に様々な形で当事者や市民の参加の回路をつくり、その意見や経験を反映させていくことが重要です。市民参加、当事者参加によって制度を変えていくという観点をぜひ次期基本計画に盛り込んでいただきたいと考えています。

最後に、意見書では都道府県の役割について書きましたが、要するに制度のはざまや身寄りのない方などの支援は、生活困窮者自立支援制度や地域構成の取組が連動した包括的な支援体制づくりが必要で、市町村はもちろん都道府県の重層的な支援と中核機関の一体的な体制整備ができるよう、市町村だけではなくて都道府県、そして、厚生労働省の関係部局も一体となって安心して暮らしていくための地域づくりについて発信していただきたいという趣旨でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大森委員長 最後の点は厚労省の中の話を含んでいますので、厚労省が一体的に重層的な支援体制をしかねなければ、都道府県、市町村についていろいろなものを言いにくくなると思っていますので、ぜひ頑張って一体的な運用ができるようにやっていただければと思っています。よろしくお願ひいたします。

それでは、次は、花俣さん、お願いします。

○花俣委員 もう既に多様な立場の各委員より具体的かつ踏み込んだ御意見、御提案がなされました。利用者側にとっては次期計画の策定内容に大きな期待を寄せているところですが、1点だけ御提案したいことがございます。

今、永田先生のお話の中にもございましたけれども、市民後見人の養成研修で権利擁護支援の素養を積みながらも、市民後見人として選任されていない方が多くいるという課題と現状が見えてきたかと思ひます。中間取りまとめでは、活用を広げるということになってきたかと思ひますが、そうした市民後見人の皆様が地域で誇りを持って活躍できるよう、権利擁護支援の素養を積んだ方に何らかの愛称等をつけるというのはどうでしょうか。2月に公開された後見制度の利用促進を案内するポータルサイトには、後犬（こうけん）ちゃんというキャラクターがおります。例えば認知症の啓発にはオレンジがテーマカラーとされていて、オレンジカフェとか本人希望大使をオレンジ大使と呼ぶ。あるいは令和元年6月に制定された認知症施策推進大綱では、令和7年までに全市町村でのチームオレンジの整備が挙げられており、令和2年度からはチームオレンジ立ち上げの運営支援を行うオレンジ・コーディネーターの市町村配置、コーディネーターの支援や検証を努めるオレンジ・チューターの都道府県における養成研修も実施されています。ほかにも自閉症の啓発にブルーなどのテーマカラーがありますが、これらと同様に、市民後見人についても愛称とともにテーマカラーなどを検討されてはいかがでしょうか。利用者側にとって、専門職ではなくて地域の方に寄り添いながら支援して下さる市民後見人のイメージや、ひいては後見制度そのものを身近なものとして理解する一助になると考えられますし、そういったものを積極的に検討していただけると、我々にとっては非常にありがたいかなということで御提案させていただきます。

以上になります。

○大森委員長 ありがとうございます。

私も意見書を拝見した後、今の御発言で、オレンジとブルーは使われていますので使いにくいですね。だから、それ以外の何かカラー、市民後見人、及び、もっと広く言えば後見活動全体を表すような展望が開かれて希望が持てるようなカラーはないかということだと思ひていまして、花俣さん、何か御提案ありますか。

○花俣委員 静岡が介護マークをつけたのはオレンジとグリーンなのですね。それから、地域包括ケアシステムのところに植木鉢の絵があって、そこもグリーンの葉っぱがありますよね。あと、後犬ちゃんもちょっとグリーンっぽい衣装をまとっていらっしゃるし、私の中ではいろいろ考えてグリーンというのも候補として挙がっているという気がしていま

す。いかがですかね。その辺はまたそちらでいろいろ御検討していただければということですが、オレンジとブルーを混ぜてもグリーンっぽいかなみたいなどころもあったりして、そんなことを考えたりしています。

○大森委員長 分かりました。今日決められるわけではありませんけれども、アイデアですので、少し事務局を含めて皆さん方にお考えいただいて、実際に市民後見の研修を受けた方々から御意見をいただくということも含めて検討してみたらどうかと。こういうのは意外と実際には大事なことなのです。普及させていくときに大事なことです。御提案を受けたいと思います。ありがとうございました。

質問書を提示された方々に御発言いただきましたけれども、これ以外の方々に特段に今日この席で御発言をしたいという方がありましたら、お手を挙げていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

水島さん。

○水島委員 水島でございます。意見書自体は今回提出しておりませんが、第10回の専門家会議で主な意見は出しておりますので、そちらを御参照いただければと思います。この場では、成年後見制度にとどまらない権利擁護支援の在り方という観点から3つの提案をさせていただきます。

1点目について。第3回地域連携ネットワークワーキングでも検討されましたが、本日、厚労省が御説明されたモデル事業に掲げるような都道府県単位で活動できる広域的な法人後見の仕組みづくりは、都道府県の各市町村に対する重要な支援機能になると考えます。各市町村における主体性を尊重しつつも、各都道府県の取組を強化し、新井委員がお話しされた公的後見、あるいは上山委員がお話しされた公後見人制度への第一歩としても、都道府県あるいは市町村が、専門職とも連携しつつ、広域的な法人後見の立ち上げ、仕組みづくり、運営にも携わる試みについて、ぜひ定着化を目指してほしいと考えます。

2点目について。複合的な事案を取り扱うケース会議においては、成年後見制度が必要とみられる方だけではなく、いわゆる判断能力の低下が懸念される未成年者がいる事案を経験することもございます。あるいは、既に未成年後見人が選任されているけれども、意思決定支援の観点から検討が必要なケースもございます。これまでの議論は成年後見という枠組みで検討しておりましたが、重層的支援体制との連結を考えていく上でも、また、都道府県単位での支援体制の強化を考えていく上でも、未成年後見を含む児童への権利擁護支援との連動を図れるようにしていくことが必要と考えます。

3点目について。家庭裁判所の調査官調査では個別に面談時に実施されているかと思うのですが、意思決定支援の観点から、認知機能等の低下が疑われる本人にとって分かりやすく、理解がより進むように、同意行為目録や代理行為目録についても、より平易な言葉で説明した書式に変えることもご検討いただけると幸いです。

よろしく願いいたします。

○大森委員長 御苦労さまでした。ありがとうございました。



法務省さんから何か御発言の御希望があると伺っています。短い時間ですけれども、よろしいでしょうか。

○法務省大臣官房審議官 民事局担当審議官の堂園でございます。

これまで後見人の報酬の件につきましていろいろと御意見をいただいたところでございます。まず、後見人の報酬についての助成ということでございますが、基本的には本人の財産から払えない場合に、経済的に困難な方について助成を行うということだと思っておりますので、そういった意味では福祉的な観点から行う支援ということになるかと思っております。実際にそういった観点から、現在でも厚生労働省の所管として支援事業が行われていると認識しているところでございまして、仮に今、地方公共団体ごとで行われているものを国のほうで統一的に支援を行っていくことになった場合にも、福祉的な観点から行う支援事業という性質自体は変わらないものと思っておりますので、少なくとも現在の法務省の所管、法務省設置法等で規定されているわけですけれども、現行法を前提とする限り、法務省のほうでそういったものを主体的に行うのは難しい面がございます。

また、現実問題としても、法務省はこれまでそういった福祉的な観点から行う給付行政、給付行政と言って言いものなのかどうかも私にはよく分かりませんが、そういったものはやってきておりません。手足となるような組織も十分に有していないという状況はございますので、そういった実際上の面からもハードルが高いというところは御理解いただければと考えているところでございます。

また、法テラスのほうの利用というお話もございました。法テラスについては担当が変わりますので、補充がありましたら、そちらのほうから御説明をさせていただければと思います。

取りあえず、私のほうからは以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

まだ御発言はございますか。ちょっと時間を押してきていますので、2分を守っていただければと思います。

津田さん、お願いします。

○津田代理 宮崎県です。

次期基本計画に向けて、全国知事会からの推薦により3月から委員になりまして、これまでの議論から、今後の都道府県の機能強化に対する期待も感じているところです。

本日の資料1-1で概算要求の説明がありましたが、国の予算に関して3点、運用改善について1点申し上げます。

まず、次期基本計画に位置づけられる考え方を都道府県が実践できるように、また、積極的に取り組めるように、具体的な支援メニューや補助率4分の3のかき上げなど、国としての必要な支援をぜひお願いいたします。

次に、国の権利擁護に関する補助金の中で、高齢者の虐待防止に関する事業などについては、都道府県が地域の実情に合わせてうまく組み合わせることができれば、より効果的

な支援体制が構築できると考えておりますので、活用についての考え方を示していただくようお願いいたします。

3点目、重層的支援体制整備事業では、従来分野ごとに別々に交付されていた補助金が、1つの交付金として交付されることとなりますけれども、地方が自主性を高める観点からも、将来的にはこのような仕組みを自治体が柔軟に活用できるようにお願いしたいと思っております。

最後に、運用改善について1点申し上げます。次期計画に沿って成年後見制度の利用が進めば、専門職の不足や地域偏在が課題となっている当県におきましては、今後ますます人材が不足することが懸念されます。そのような状況から、後見人の負担が少しでも軽くなるように、これまでのワーキング・グループでの意見として挙げられている市民後見人等のリレーによる運用の改善、また、将来的にはスポット的な成年後見制度の利用も含めて、早期に実現できるようにお願いいたします。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

米本さん、お願いします。

○米本委員 急速な人口減少や団塊の世代が後期高齢者になりますいわゆる2025年問題が目前に迫る中ではありますが、超高齢化社会に対応するため、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策が進められているところでございます。こうした中、全国どの地域においても尊厳を持ったその人らしい生活が継続できるための成年後見制度の利用促進は、重要な課題ではないかと考えております。

町村におきましても、単独もしくは広域単位での中核機関の整備を行っております。和木町では町内に中核機関を整備し、協議会を設けて対応しております。成年後見制度は専門性の高い分野であるため、多くの中核機関で対応ができる専門職、担い手や職員が不足しているところでございます。

また、この制度の必要性は十分認識をしておりますが、まだ整備されていない町村も多い状況でございます。令和4年度の概算要求では、自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化で中核機関の体制強化のための予算計上が行われており、このような体制強化や財政支援について、国・都道府県からの引き続きの御支援、御協力をお願いしたいと思っております。

また、将来的に機能が十分に発揮できる中核機関の整備を促進するためには、成年後見制度を担う市町村や中核機関の職員の負担軽減に向けた支援も必要であると考えております。苦情対応や後見人の支援等、役場単独などの一つの機関のみでの対応では限界があるため、司法も含めた地域連携ネットワークの各機関がより一層連携して対応していく仕組みづくりが必要だと考えております。

以上でございます。

○大森委員長 承りました。現場でいろいろと御苦勞でしょうけれども、頑張っていただ

ければと思います。

先ほど法テラスの仕組みの活用が話題に出ましたが、回答したいという御希望ですので、どうぞ。

○法務省司法法制課総合法律支援推進室長 司法法制部でございます。

住田委員、伊東委員のほうから法テラスについて御指摘いただきましたので、法テラスによる支援について御説明させていただきたいと思います。

日本司法支援センター、通称法テラスにおきましては、資力の乏しい方々に対して民事裁判手続に関する弁護士費用を立て替える代理援助、書類作成援助を行っております。これは助成制度ではございません。相互扶助の精神から、利用者に分割で御返済いただく仕組みとなっております。

資力の乏しい成年被後見人について訴訟提起等の手続が必要となり、親族後見人や市民後見人など、民事裁判等の手続に精通されていない後見人がその手続を弁護士などの法律専門職に依頼する必要があるような場合、法テラスによる先ほどの代理援助や書類作成援助を利用させていただくことができます。こちらは後見報酬そのものではなく、後見人が依頼したときの弁護士費用の立替えを利用させていただくという形になっております。

このような現状の支援に加えて、後見報酬そのものについて民事法律扶助の制度を利用して支援することにつきましては、その必要性や利用者負担の範囲が増えないかという点、また、後見事務の中で専門性のある部分とそうでない部分の切り分けの可否なども踏まえて、様々検討すべき課題があるものと考えております。

以上でございます。

○大森委員長 課題は承知していますので、積極的にお願いします。

新保さんからも御発言があります。今日は12時に終わりませんので恐縮ですが、少し延長させていただくことをあらかじめ御了解ください。

では、新保さん、どうぞ。

○新保委員 どうもありがとうございます。

JDDnetという発達障害に関する団体の者です。よろしくをお願いします。

もう時間もあれなので、お願いは1つだけなのですけれども、皆さん参加している方もそうですし、もっと広く言うと国民全体だと思うのですけれども、国連の権利条約の中で合理的配慮という言葉がようやく日本でも認知されたと思うのですが、いま一度、御参加されている皆さんにぜひ合理的配慮でこのシステムを進めていただきたいなと思っています。

当然みんな立場が違うことは前提なのですけれども、違うことを相手方にも2～3%でもいいので配慮していただければ、お互い折り合いをつけていただければいいのではないかと。特にこの制度は合理的配慮が一番必要なものではないか。これだけ違うものの中をやっていくので、そういう考えの下で皆さんにやっていただければ、この制度は非常にいいものになっていくのではないかと思いますし、また、そういうことに協力できればと思

います。

1つだけです。いま一度、ぜひ皆さん、合理的配慮ということでこの制度を進めていただきたいということがお願いでございます。

もう一つ、私も自助する親なので、老後の子供の心配をしないことはないのですが、一つこのような道筋をつけてくれたということに関しては、皆さんの成果だと思いついて、高く評価したいと思つています。

あと、花俣委員のおっしゃっていたグリーンは大賛成です。ぜひグリーンでやっていただきたいなと思つております。

以上です。大森委員長、どうもありがとうございました。

○大森委員長 こちらこそ、私も同感ですので、ありがとうございました。

それでは、よろしゅうございましょうか。

議題がもう一つ残つていまして、基本計画の目標等に関する意見交換をしなければいけませんので、事務局から資料の説明をいただきます。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。資料を共有いたします。

議事の3番目、「次期成年後見制度利用促進基本計画の目標等に関する委員意見」ということで、そのための資料をまとめたものになります。

まず、次期計画で目指すべき方向性や目標等に関する委員意見ということで、これまでの議論をまとめました。目標とKPIがございます。

目標のところは、御意見として、5か年における目標を定めることは重要だと。これに基づいてKPIもつくられましたと。

今日の議論にも出ていましたけれども、必要性・補充性の原則、成年後見制度が権利擁護支援の最後の手段であるということ、次期計画の目標に掲げていただいた上で、成年後見制度以外の権利擁護支援の手段も拡大してほしいといった御意見がございました。

最後は、権利擁護支援を進める上での重要な核の一つが司法である。身近な相談窓口で司法・法律職による助言、支援を受けられるようにすることで、相談支援の基盤としての権利擁護支援の内実が担保できる。必要な人が必要なときに司法や法律職による権利擁護支援を受けられるようにすること、こうした支援の敷居を低くしていくこと、言い換えれば本人らしい生活を地域で支える福祉と司法の連携強化を目標として考慮してほしいといった御意見がございました。

あとはKPIなのでありますが、実行目標としてのKPIが必要だと。例えばということで、市民後見人あるいは法人後見の養成に関するKPIの設定が必要ということでもあります。こういったところは予算などとも関連しています。そういったことも検討する必要があるということ。

あとは、家裁との連携における課題として後見人の交代、協議会への参加があるということで、後見人の交代に取り組んでいる家裁の数や、協議会に参加する家裁の数などのKPIを設定することで、全国の家裁が課題を認識共有し、KPIを意識することで連携が促進され、

運用の工夫が積み重ねられることを期待するといった意見がございました。

今回、中間まとめでも都道府県の重要性ということがございましたので、KPIは都道府県に関するものも検討すべきではないかといった話がございました。

あとは現行計画の目標や工程表、KPIを参考資料としてつけているものです。

私からの資料説明は以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

短い時間、10分程度で皆さん方から御意見を伺いますので、手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。

青木さん、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

先ほどは質問の時間を使ってしまいまして、すみませんでした。

私の意見は長大ですので、また御覧いただければと思うのですが、その最後に次期計画への目標を13番目で書かせていただいています。そこにある幾つかの指標はなかなか数値化しにくいものもあるとは思いますが、次期計画においては主要な運用改善の重要な指標ばかりであると思っております、ぜひ何らかの形で目標に設定いただければと思っております。

また、権利擁護支援機能は今回3つの支援機能ということで整理いただいて大変クリアになったと思っておりますが、それぞれの支援機能につきましても何らかの目標値を設定して、それぞれの地域ごとにできる範囲での目標をぜひ設定いただいて、具体的な推進に当たっていただければと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

水島さん、お願いします。

○水島委員 皆さんの考える材料にさせていただくということで申し上げますと、次の5年の目標を定める際の視点として重要なことは、「誰のための成年後見制度か、権利擁護支援か」ということコンセプトをしっかりと目標の中に入れていくことかと存じます。

一案ではございますが、例えば、1番目、本人が心からの希望に基づいて自ら選択できるよう、合理的配慮に根差した意思決定支援制度への転換に向けて必要な法改正と運用改善を図る。2番目、本人の選択肢を広げるための権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充と多様な主体の参画を図る。3番目、本人にとっての権利を守るための不正防止の徹底と事後的な救済の保障、後見人等のなり手の確保を図る。例えばこのような視点などもぜひ取り入れていただけると幸いです。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

星野さん、お手が挙がっております。どうぞ。

○星野委員 ありがとうございます。

目標のところ、この会議の中では共有できていると思うのですが、読み手によっては誤解ではないのですがちょっと懸念に思っているところが、成年後見制度が権利擁護支援の最後の手段であるというところです。これは利用する側、本人側からとってということとはよく分かるのです。ただ、今までの経験上、最後の手段だというところで、なかなか必要な方がつながってこなかったという実態も見てきております。これは読み手の立場の問題もあるかと思うのですが、ここで議論されてきたことは成年後見制度は権利擁護支援の一つの重要なツールではあるけれども、それがありきではなく、様々な権利擁護支援の手段を広げていく、その中に成年後見制度もある。それを本人が求めたとき、求めたときというのは、これから補助類型を前提とし御本人がこの部分だけは支援してほしいというところもあると思うのですが、そういう方が使えるような書きぶりというか、このところの表現は工夫していただきたいということを最後に意見として申し上げたいと思いました。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それ以外に、よろしゅうございますか。

よろしければ、これで本日は終わりにさせていただきますけれども、今日はいろいろな御意見、まだ少し調整を要するようなこともございますし、まず何よりも現在運用している運用改善をぎりぎりまでできるかどうかということが一つ。それから、将来にわたって、法改正を含めて将来展望を開かなければいけません。今、様々な御意見が出ましたので、12月に会議が行われますけれども、それまでに今までの議論を踏まえて最終的な取りまとめ案を事務局をお願いしたいと思っていますけれども、事務局のほうはよろしいでしょうか。

○成年後見制度利用促進室長 了解いたしました。

○大森委員長 皆さん方もよろしゅうございましょうか。

大事な内容になると思いますので、慎重の上に案をつくっていただければと思っています。

それでは、本日は以上にさせていただきます。

事務局から御連絡がございました。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

次回は、12月15日の午後2時から専門家会議の開催を予定しています。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに御確認いただいた上で、ホームページに掲載いたします。よろしくお願いたします。

○大森委員長 本日は以上でございます。

長時間ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いたします。

御苦労さまでございました。